## 令和5年度

流山市国民健康保険実施計画



流山市 市民生活部 保険年金課

事 項 别 計 施 画 事 実 新規・ 主 な 施 予 業 定 事 容 担当係 項 内 継続 実施時期 項 1 適用・適正化対策の推進 (1)適用·適正化調查 国民健康保険係・対象者への調査依頼 国民健康保険加入者のうち、重複加入している 継続 11月 と思われる方や、他の健康保険の被扶養者として 12月 ・市広報紙やホームページ等への掲載 認定が可能と思われる方に対しては、調査依頼 3月 を送付し、資格の適正化を図る。 ・加入届出遅延情報の活用 随時 加入届出の遅延者については、資格の完全遡 ・加入・喪失手続の郵送手続き 及を実施していることから、国保の未適用者に対 して、SNSの活用や広報等により加入手続きの 周知徹底を図る。また、オンライン資格確認シス テムから提供される、加入届出遅延の疑いがあ る者の情報を活用する。 加入・喪失手続について窓口へ出向かなくて も、手続きができるよう郵送での手続きを行う。 未申告者の所得把握のため、簡易申告書を送 (2)未申告者対策 国民健康保険係・市民税課による文書催告 9月 継続 6月 付する。 (市民税課)・保険年金課独自の文書催告 ・他市町村への所得照会 新年度当初5月·随 時 诵 (3)居所不明者にかかる実 「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務 継続 国民健康保険係・居所不明被保険者の資格喪失処理 年 保険料収納係 熊把握と資格喪失処理 取扱要領」に基づき、職員による実態調査を実施 し、市民課に職権消除を依頼する。 (市民課) 「被保険者資格に係る職権資格喪失事務要領」 国民健康保険係・勤務先への調査 (4)2重加入者の職権による 诵 年 継続 に基づき、勤務先へ社会保険調査を実施し、重複 ・対象者への通知 資格喪失 加入の可能性のある方について、喪失手続を促 ·資格重複情報の活用 随時 す勧奨通知をし、指定期間内に回答の無い方に

ついて、職権で国保資格を喪失させる。

て、職権で国保資格を喪失させる。

オンライン資格確認システムから提供される、資格重複情報を活用した喪失手続きを促す勧奨通知を実施し、指定期間内に回答の無い方につい

事 項 别 施 事 な 実 施 新規・ 主 予 業 定 事 容 担当係 項 内 継続 実施時期 項 2 保険料の収納率向上対 策の推進 (1)滞納整理計画の策定 目標収納率を設定し、目標達成のための具体 |保 険 料 収 納 係|・令和5年度収納率目標 通 年 継続 的な実施方法、実施体制等を明記した「令和5年 現年分 95.32% 度国民健康保険料収納実施計画書」を作成し、 繰越分 44.00% 収納率向上に向けての滞納整理事業を展開して ・事業計画による進行管理 いく。 保険料収納係・分析結果に基づく問題点を把握し、効果的 (2)滞納世帯の実態分析 所得段階別、職業別、区域別、年齢別、賦課段 継続 8月~ 階別等の「滞納者分析」を行う。 対策を検討する。 地区担当、大口担当及び債権回収対策室を含 (3)徴収体制の強化 継続 保険料収納係・全庁的な収納機能の強化を図る。 通 年 め、総合的に滞納対策に取り組む。 ・原則40万円以上の高額滞納については、 債権回収対策室へ移管し、強化を図る。 ・保険年金課として継続・徹底した催告及び 滞納整理を実施する。 (4)納期内納付の推進 納付方法別において収納率が最も高い口座振 随 時 保険料収納係・窓口での勧奨 継続 替制度の原則化に伴い新規加入者に対しては、 国民健康保険係・市広報紙やホームページ等での啓発 申請時に口座振替を積極的に勧めるなど、口座 振替の一層の推進を図る。 ◎令和5年度口座加入率目標值 50.00% (令和4年度見込 39.79 %) (5)納付環境の整備 保険料収納係・納付義務者の利便性を図るため、近隣市の 納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい 継続 诵 年 納付方法等どのような変化があるか、情報収 環境の整備を図る。 集に努める。 また、近年導入されたスマホ決済の周知を 図る。

事 項 別 実 施 計 画

	<del>-                                      </del>	<u>垻 別</u>			旭	日	<u> </u>						
事項	内	容		新規・ 継続	担当	当 係	主事	な 項	業 詳	実	施 <u>施</u> 細	予 実施	定 時期
(6)年金受給者からの特別 徴収	未満の世帯の世	波保険者全員が65歳 帯主が、一定の要件を いら保険料を天引きす	を満たして	継続	国民健身保 険 料	E保険係 収納係	・確実に保 均衡を図る 《一定報 ・年金額が 保険料の名 年金額の2	。 》 年額18万 ↑護保険料 合計額が、	Dをする。 円以上、 の1回当 2カ月に1	とで、f かつ国 たりに徴 回支給	負担の 民健康 切収する	年金	
(7)被保険者指導の徹底	明書を発行する、 し、納付相談を持 握し、適切な納付	こ対してコールセンター	妾触を解消 状況を把	継続	保険料	収納係	・文書とは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	険者証、資相談会の 見合わない 適正な分別 シターから	賢格証明 開催(年2 ハ分納額( 納額とする 電話また	書の発行 2回) こ対して る。 は文書(	来庁要	随 8、12、 4·9 通 通	
(8)滞納処分の強化	者に対しては、保	生計状況を把握し、悪 験制度の秩序及び公 誘納処分の実施を徹底	平性を保	継続	保険料	収納係	・悪質な滞 滞納処分を			状況を訂	周査し	通	年
(9)職員の資質・意欲の向 上	職員の研修、啓	発を通して資質の向	上を図る。	継続	保険料	収納係	・収納実績の研修など・滞修などに・係内まーで果を共有で	だ参加すの実務(差 の実務(差 を加する。 ティングを	る。 E押から <b>抄</b> 。	や価)に関	関する	随	時

事 項 別 計 施 画 事 な 実 新規・ 主 施 予 業 定 事 容 担当係 項 内 継続 実施時期 項 3 医療費適正化対策の推 (1)レセプト点検の充実 職員の配置及び職員研修等の受講により、一 |国民健康保険係|・連合会によるレセプト点検職員研修に参加 7~11月 継続 層の点検事務の充実を図る。 し、点検事務の充実強化を図る。 (年1回) (2)医療費通知 総医療費の額等を被保険者に周知することに 国民健康保険係・受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、 継続 1月、3月 より、保険制度の理解を求め、医療費適正化に 医療費総額、医療機関名を表示 (年2回) ・マイナポータルでの医療費通知情報閲覧に 資する。また、マイナポータルでの医療費通知情 随時 報閲覧について周知を図る。 関するホームページ等への掲載 (3)ジェネリック医薬品使用 被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック 国民健康保険係・受診者氏名、ジェネリック医薬品での費用 8月、2月 継続 医薬品へ切り替えた際の経済的負担の軽減度を ・ジェネリック医薬品の使用を奨励するため (年2回) 促進通知 具体的に示し通知する。 のPRを印刷したカードケースを配付する。 通 年 ◎令和5年度目標 ⇒ジェネリック数量シェア85% (令和4年度実績:84%) (4) 医療費データベースの 国保連合会で作成している医療費分析資料の 国民健康保険係・疾病傾向等を調査・分析し、保健事業及び 時 継続 陥 整備·活用 活用。 医療費適正化に活用する。 保険診療の対象にならない傷病等についてレセ |国民健康保険係|・レセプト点検時に傷病名及び点数により第 (5)第三者行為(国民健康 時 継続 陥 三者行為の可能性のある事案の調査、また 保険法第64条)求償事務 プトなどを通じて調査する。 国保連合会からの通知及び病院からの連絡 の実施 により把握する。世帯主等には、届出の義務 等が浸透するよう周知する。 ・交通事故に係る求償事務は国保連合会に 季託する。 ・第三者行為の捜索に関する取組み ・消防・包括支援センターとの連携促進 (6)療養費などの適正化 柔道整復に通院する被保険者にアンケート調査 継続 |国民健康保険係|・国保総合システムから頻回受診者を抽出 11月 し、アンケートにより受診状況を確認し医療 を実施し、通院状況を確認する。 費の適正化に取り組む。 重複服薬者等に対して個別訪問などを実施す |国民健康保険係|・国保連合会から提供される重複受診者該 継続 7月~1月 る。 当リストを活用し、薬剤師及び保健師による 戸別訪問などを実施する。

事 項 別 計 施 新規· 予 定 担当係 事 項 内 継続 実施時期 (7)保険者間調整 資格喪失後の受診による不当利得の返還につ 国民健康保険係・被保険者資格喪失後の受診により発生する 玍 継続 诵 いて、被保険者及び医療機関を介さず、直接保 返還金の手続きを、被保険者の負担の軽減 険者間で調整する方法を推進する。 を図るため、保険者間で調整する。 4 保健事業の充実 (1)人間ドック及び脳ドック 人間ドック・脳ドック助成事業の実施により、被 国民健康保険係・人間ドック及び脳ドック利用助成 诵 継続 年 保険者の健康の保持、増進に資する。 助成事業の実施 ・脳ドックの効果測定方法研究 あんま・マッサージ等施設利用者に助成金を交 (2)あんま・はり等助成事業 継続 国民健康保険係・あんま・はり等施設利用助成 诵 年 の実施 付し、医療費の適正化に資する。 (3)「健康を支える栄養学」 年々増加する医療給付費を抑制するため、生 |国民健康保険係||・「健康を支える栄養学」に基づく調理実習及 诵 年 継続 び各種講座、学習会を実施する。 活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防 による健康管理増進事業 を目的として、食生活に視点を置いた「健康を支 える栄養学」に係る講座等を実施し、医療費の適 正化に資する。 高齢者の医療の確保に関する法律により、40 国民健康保険係・4月1日を基準日として、国民健康保険被保 6~9月 (4)特定健康診查·特定保 継続 健指導 歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健 健康増進課 険者のうち、40歳以上75歳未満の方に受診 指導が各保険者に義務付けられ、適切な医療費 券を発行して、医師会を通じて契約した実施 の確保を図り、医療費の適正化を推進するため、 機関において、特定健康診査を実施する。 生活習慣病の予防を目的として実施する。 ・特定保健指導は、健診を受けた方のうち保 诵 年 また、第3期実施計画に基づき、更なる特定健 健指導をする必要のある方に対して、動機付 康診査の受診率の向上を目指す。 け支援や積極的支援を行い、医療費の適正 化に努める。 ・第3期実施計画に基づき、令和5年度まで の国が示す特定健康診査及び特定保健指導 诵 年 の受診率目標値60%に向け、事業実施部門 |の健康増進課及び医師会と連携し、事業を 実施する。 ・人工知能(AI)を活用した受診勧奨 6月 |◎令和5年度目標 ⇒特定健診受診率 60% (令和3年度実績:46.40%)

事 項 別 実 施 計 画

		<del></del>		加	<u>天</u>		旭	司	<u> </u>	4						
事	項	内		容		新規・	扫	当 係	主	な	事	業	実	施	予	定
,						継続									実施	
(5)データヘル <i>/</i> 施	ス計画の実	(中間見直し)を 基づく事業を実	施する。 度中に令和6 <sup>5</sup>	ータヘルス計 〒4月を始期	一画」に	継続	国民領健 康	健康保険係 増 進 記	より、40、40 40。 40。 40。 40。 40。 40。 40。 40。 40。 4	歳 本 は 本 は は は は は は は は は は は は は	O歳代 対策、 導実施 をPDC ルス計	の被保 ②40歳 率向上 CAサイ 画の策	険者の( 代の被( 対策③) クルにそ 定	D特定保険 保険を持分でである。	通	年
									⇒データ	ヘルスi	十画で位	立直付に	げた日標	数値		
5 その他		①適正な保険料	4の検討						係 ・の令とい ・期お情症検 ・期お情症検 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	ともに収 E度中に 次期財政 波保険者 財政動同 などをも	ス納対策 策定す 女健全イ 香への急 句、新型	度を検討る令和 と計画の 急激な負	†する。 6年4月 D策定避 担担増、 ウイルス	を始 程に 地域実 、感染	通	年
		②一般会計からに向けた施策の		(赤字分)のĚ	削減	継続	国民領保 険 ¾	建康保険係 料 収 納 係	<ul><li>・令和3年</li><li>・一令和3年</li><li>・一の中間</li><li>・一の中間</li><li>・一の中間</li><li>・一の中間</li><li>・一の中間</li><li>・一の中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一つの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・一のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中間</li><li>・のの中</li></ul>	間評価( iする。 入の解消 ]民健康	見直し 当の方向 保険財	)に基づ 句性につ 政健全	き、必要 いては 化計画	要な施 、次期 のおい	通 1月~	年 ·3月
		③千葉県市長会 度運営上の問題 望する。				継続	国民假保険	健康保険係 料 収 納 係	系・不当利利 ・国民健康 一化の早	<b>康保険</b> 料	斗の県内	内統一個	とに向け		通	年
		④マイナンバー <sup>†</sup>	制度の連携						<ul><li>・他自治体 携、資格 行う。</li><li>・各種給体 座」の活り</li></ul>	及び給付 付申請等	すの情報	服照会や 込み係る	や情報扱 に公金を	提供を 受取口	通	年

事 項 別 実 施 計 画

	<b>一</b> 一	<u> </u>			1241				
事項	内	容	新規・ 継続	担 当 係	主な	事業	実 施	予   実施	定 晒時期
	⑤マイナンバーカードを利用 確認	りしたオンライン資格		国民健康保険係	用できることを周	問知する。 力してマイナ:	ンバーカードと初	通	年
	⑥ 現行の保険証廃止に伴	う体制整備	新規	国民健康保険係	・国は「マイナン/体化」を進めるが険証廃止を目指な移行に向けためる。	ため、令和6 <sup>年</sup> もしていること	手秋に現行の保 から、スムーズ	· 通	年
	⑦納付証明書の発行		継続	保険料収納係	・外国人の在留 いて、資格更新の 確認が必要なた	の際に、社会	保険料等の納付	通	年